

■輸出貿易管理令（抄）

昭和 24 年 12 月 1 日政令第 378 号
最終改正：令和 4 年 10 月 6 日政令第 328 号

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出
- 一の二～一の七及び二 略
- 2 及び 3 略

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）

	貨物	地域
一～四三 略	略	略
四四	仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは著作権を侵害すべき貨物又は原産地を誤認させるべき貨物であつて、経済産業大臣が指定するもの	全地域
四五	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の十二第一項に規定する認定手続が執られた貨物(同法第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の十二第六項の規定により同法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十五第十項又は第六十九条の二十第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。)	全地域